

# 後期高齢者医療に関するお知らせ

## 後期高齢者医療の保険料決定通知が届きます

7月上旬に令和3年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。

### 【保険料のお支払い方法】

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）※特別徴収とならない方のみ

※納付書が同封されている方は、納め忘れがなく、納付の手間のない、便利で安心な口座振替がおすすめです。

口座振替ご希望の方は、以下のものをご用意の上、町民課⑤窓口へお越しください。

※口座振替の手続きに必要なもの・・・届いた納付書一式、通帳、通帳印

## 令和3年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療制度は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。

### （１）均等割額の軽減

| 世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯             | 軽減割合 |
|-------------------------------------------|------|
| 43万円＋（給与・年金所得者等の数－1）×10万円                 | 7割   |
| 43万円＋（給与・年金所得者等の数－1）×10万円＋28万5千円×世帯の被保険者数 | 5割   |
| 43万円＋（給与・年金所得者等の数－1）×10万円＋52万円×世帯の被保険者数   | 2割   |

### （２）会社の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方については、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。（所得が少ない方については、7割軽減となります。）

<注意>※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

※令和3年4月1日時点で、既に制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

## ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

主治医や薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。